

○令和2年千葉県内の高圧ガス事故の発生状況について（令和2年2月末現在）

最近の事故傾向

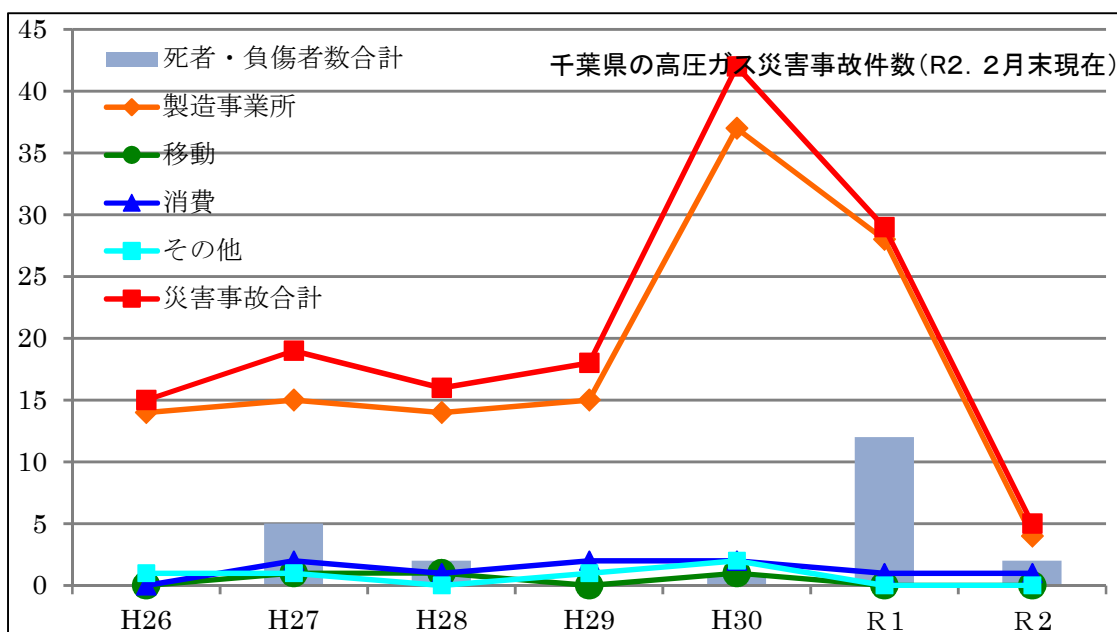
- ・ 2月は、4件の事故が発生しました。
- ・ この内、ガス切断機使用中に、負傷者を伴う事故も発生しています。
- ・ 保温された配管からの漏えいも2件発生しております。
- ・ 各事業所におきましては、職場や作業にひそむ危険を発見・把握・解決し、事故防止に努めるようお願いいたします。

千葉県内の高圧ガス事故(令和2年2月末現在：速報値)

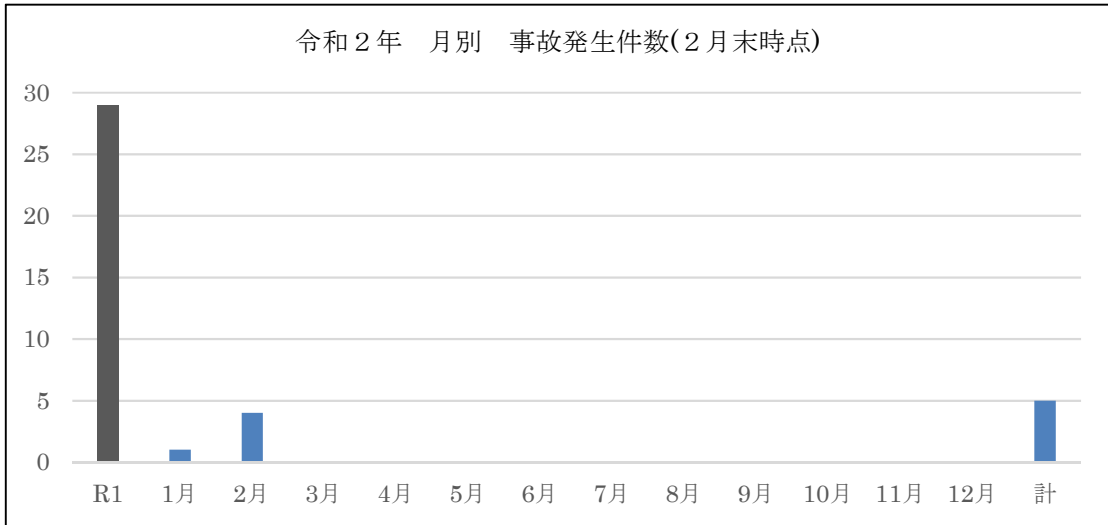
		年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
災害事故	製造事業所	冷凍	3	3	9	7	7	9(3)	0
		コンビナート	7	6	4	6	17	8	3
		LPガス	1	1	0	0	2	1(1)	1
		一般	3	5	1	2	11	10(2)	0
		計	14	15	14	15	37	28(6)	4
	移動	消費	0	2	1	2	2	1	1
		その他	1	1	0	1	2	0	0
		災害事故合計	15	19	16	18	42(1)	29(6)	5
		喪失・盗難	15	14	21	17	2	0	0
	件数合計		30	33	37	35	44(1)	29(6)	5
死亡者数		0	0	0	0	0	0	0	
負傷者数		5	2	0	1	1	12	2	
人的被害合計		5	2	0	1	1	12	2	

※1 ( ) 内は平成30年4月1日以降に千葉市消防局管内で発生した件数をその内数で示す。

※2 平成30年以降のLPガス事故による喪失・盗難はLPガス事故で扱う。



## 令和元年月別事故発生件数



## (参考) 過去の事故に関する通知文書

産保第1426号  
令和元年 10月 9日

高圧ガス製造事業者(冷凍則適用) 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長  
(公印省略)

冷媒(アンモニア)漏出事故に関する注意喚起について(通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、本年9月30日、県内の冷凍設備において、冷媒漏出事故が発生しました。  
事故原因は、腐食管理不良により、冷凍設備の配管の一部が腐食し、内圧により破損した箇所からアンモニア冷媒が漏えいしたものです。破損箇所は、ブラインの塩化カルシウム水溶液の水面付近であり、腐食の進行が速かったものと考えられます。人的被害はありませんでしたが、警察・消防・防災事業所等多くの関係者が防災活動を行う事態まで発展しました。  
かねてより、冷凍設備の製造においては、冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)第9条第2号により日常の点検・設備の補修等を講じることとされているところです。  
つきましては、今後、同様の事故を防ぐため、下記事項を遵守するようお願いします。

記

- 1 1日に1回以上当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。
- 2 事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置を取り被害の拡散防止に努めるとともに、夜間休日を問わず、災害発生時の通報系統に従い直ちに電話等により通報すること。

産保第2090号  
令和2年 2月 10日

高圧ガス製造事業者 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長  
(公印省略)

高圧ガス充填作業中の事故防止について(通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、本年1月9日、県内の高圧ガス製造事業所において移動式製造設備に高圧ガスを充填中に充填ホースが接続部から外れ、作業員が負傷する人身事故が発生しました。  
事故原因は、充填ホースと移動式製造設備の接続が不十分であったことによるものですが、増し締め作業においてマニュアルに従った手順を取らなかったことが判明しております。  
つきましては、今後、同様の事故を防ぐため、下記事項を遵守するようお願いします。

記

- 1 高圧ガスの充填作業において、各事業者が定めている作業手順や緊急対応マニュアル等の周知・徹底を行うこと。
- 2 事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置を取り被害の拡大防止に努めるとともに、夜間休日を問わず、災害発生時の通報系統に従い直ちに電話等により通報すること。

## 令和2年の県内の高圧ガス災害事故発生状況(速報)

災害事故件数:5件(うち千葉市消防局管内0件)(令和2年2月末現在)

日付 発生場所 区分(規則)	事故の現象 人的被害状況	設備名 (ガス種)	事故原因	事故概要	規模
1 1/9 袖ヶ浦市 製造事業所 (コンビ則)	噴出・漏えい 重傷者1名	締結部 (ホース継手) (窒素)	誤操作	液化窒素ローリー出荷場にて、積み込み開始後まもなく、充填ホースがローリー充填口から外れ、外れたホースが作業員の胸部を直撃して、作業員が負傷した。 原因としては、接続時に充填ホース側とローリー側とが水平に正しく取付されていない状態で増し締めした。その後、充填バルブ開により予冷を行ったことによりホースにテンションが掛かり液漏れした。作業員は、液漏れを確認したにも拘らず充填バルブの閉止を行わずローリー側に向かった。その後、ホースが脱落し、暴れて作業員を直撃した。本来、作業マニュアルでは、液漏れを確認した場合は、直ちに充填バルブを閉止することとなっていたが、作業員は手順を誤った。	C1
2 2/14 東庄町 移動(タンクローリー) (液石則)	破損・破裂等 →噴出・漏えい なし	配管 (液化石油ガス)	調査中	充填所において、移動式製造設備(バルクローリー)への荷役の際、ホースコードリールスイベルジョイント接続部のフレキ管付け根部分より漏洩したものの。本弁閉止により、漏洩が停止した。	C1
3 2/19 富津市 消費先 (一般則)	火災 重傷者1名	溶断装置 (アセチレン+酸素)	調査中	工場内で、作業員が高炉極カバーのリップをガス切断機により溶断中に、自身の着衣に着火し左上半身に火傷を負った。作業員は、規定に定められている作業着を着用し作業を行っていたが着火を防げなかった。	C1
4 2/27 市原市 製造事業所 (コンビ則)	破損・破裂等 →噴出・漏えい なし	液面計 (液化石油ガス)	調査中	定期パトロール中に、塔槽の液面計の低圧側取出し弁下流配管からの液化石油ガスの微量漏れを確認した。当該液面計をブロックし漏洩が停止した。	B2
5 2/28 市原市 製造事業所 (コンビ則)	破損・破裂等 →噴出・漏えい なし	液面計 (混合ガス[ナフサ+炭化水素])	調査中	定期パトロール中に、塔槽の液面計の本体下部に結晶物(滲み)を確認したため、当該液面計をブロックした。調査の結果、ピンホールを確認した。	B2

※1 B1級事故は、B級事故からB2級事故を除いたもの。B2級事故は、同一事業所において、A級事故、B級事故又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故(高圧ガスに係る事故に限る。)

※2 C1級事故は、C級事故のうち人的被害がある事故、爆発、火災、破裂・破損が発生した事故、毒ガスが漏えいした事故、反応暴走に起因する事故、多量漏えいが発生した事故。C2級事故は、C級事故からC1級事故を除いたもの